

下請法改正（中小受託取引適正化法）のチェックポイント

2025年11月

1. 中小受託取引適正化法とは

- 下請取引の公正化と下請事業者の利益保護を目的とする「下請代金支払遅延等防止法（略称：下請法）」は、2025年5月の法改正により、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の遅延等の防止に関する法律（略称：中小受託取引適正化法）、通称：取適法（とりてきほう）」（ここでは「改正下請法」と表記します）に名称変更され、**2026年1月1日から施行**されます。

<「下請」等の用語の変更>

法律の名称変更に伴い、以下のようにいくつかの用語が変更されています。

「下請事業者」 ⇒ **「中小受託事業者」**

「親事業者」 ⇒ **「委託事業者」**

「下請代金」 ⇒ **「製造委託等代金」**

<主な改正内容（詳細は次ページ以降を参照）>

（１）対象取引に「特定運送委託」を追加

（２）従業員基準の追加（適用基準の追加）

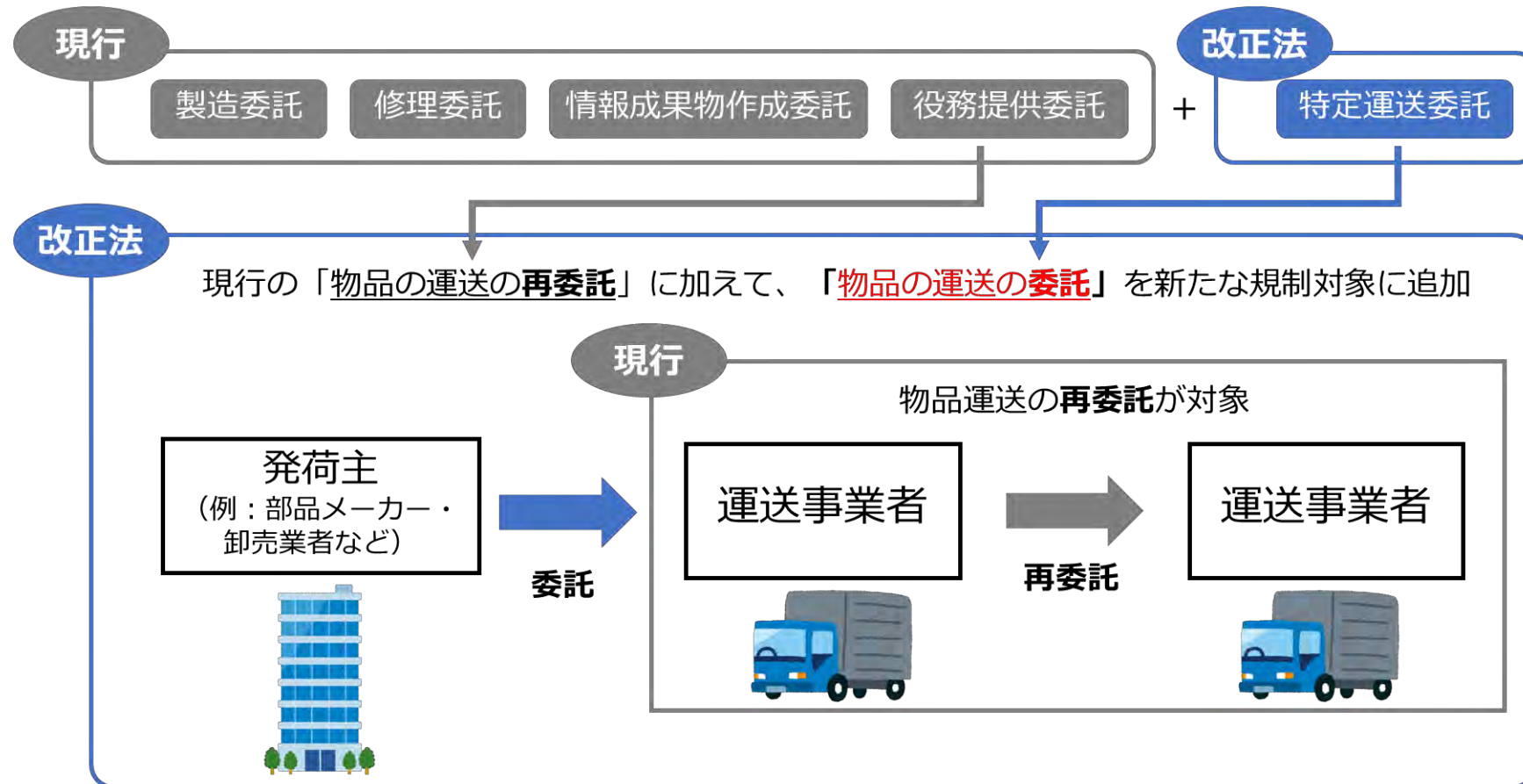
（３）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止

（４）手形払等の禁止

（５）面的執行の強化

2. 主な改正内容－①対象取引に「特定運送委託」を追加

- 下請法では物品の運送の再委託のみ対象（役務提供委託に該当）となっていたが、発荷主から元請運送事業者への委託は対象外となっていました。
- 改正後は、運送事業者間の再委託に加え、**発荷主から運送事業者への委託も規制対象に追加**されます。

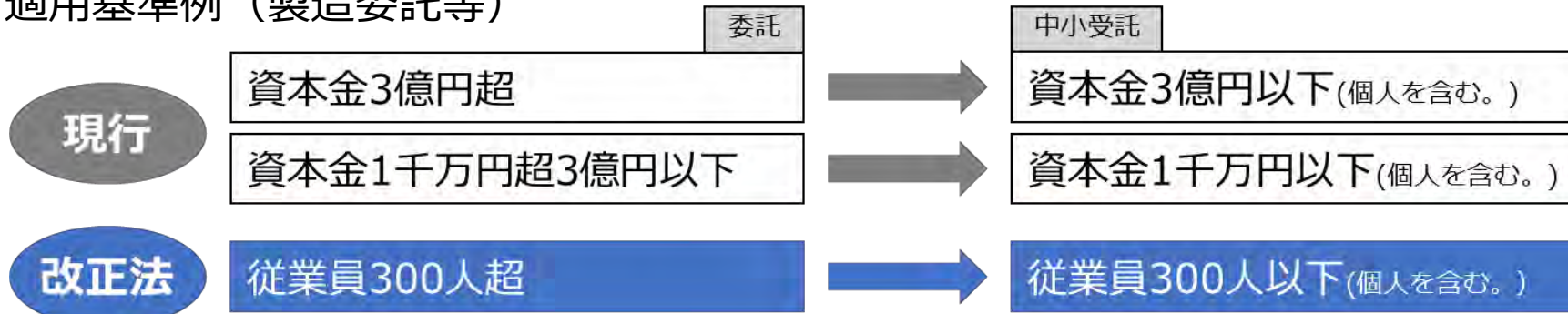


資料：公正取引委員会資料をもとに四銀地域経済研究所作成

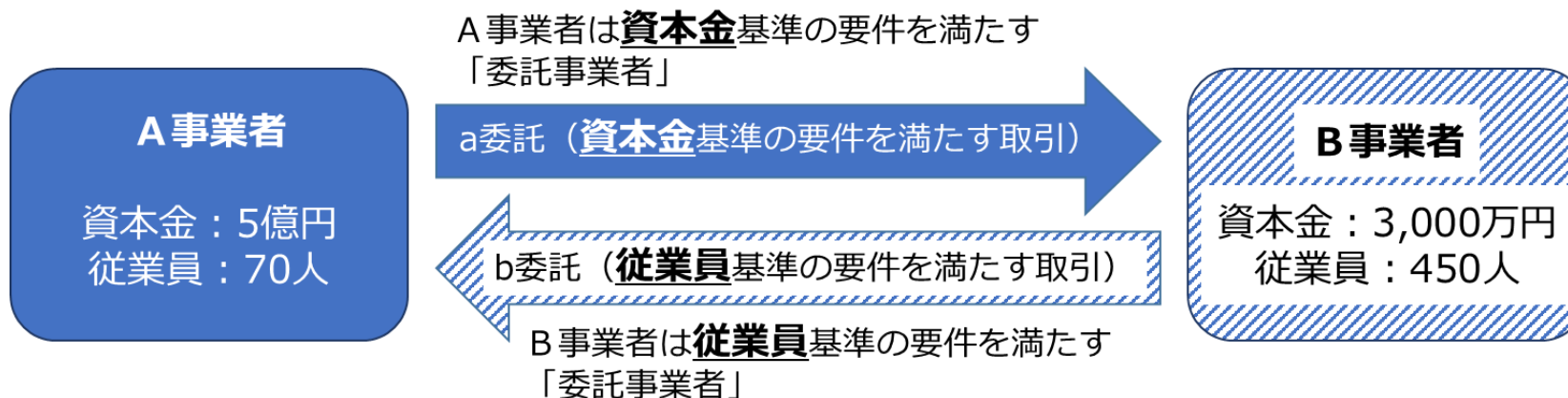
2. 主な改正内容－②従業員基準の追加（適用基準の追加）

- 現行法での適用基準「資本金基準」に加え、「従業員基準」が新たに追加されます。
- 該当する委託取引ごとに規模要件を判断し、「資本金基準」「従業員基準」いずれかの要件を満たした場合に適用されます。

適用基準例（製造委託等）



【参考】相互に委託取引が適用されるケース



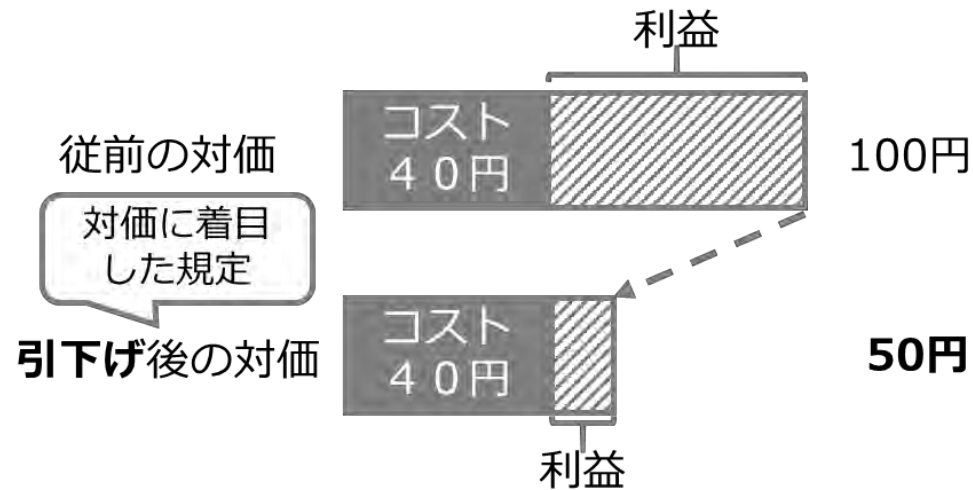
取引の内容によっては、相互に改正下請法の対象となる可能性があります。

資料：公正取引委員会資料をもとに四銀地域経済研究所作成

2. 主な改正内容－③協議を適切に行わない代金額の決定の禁止

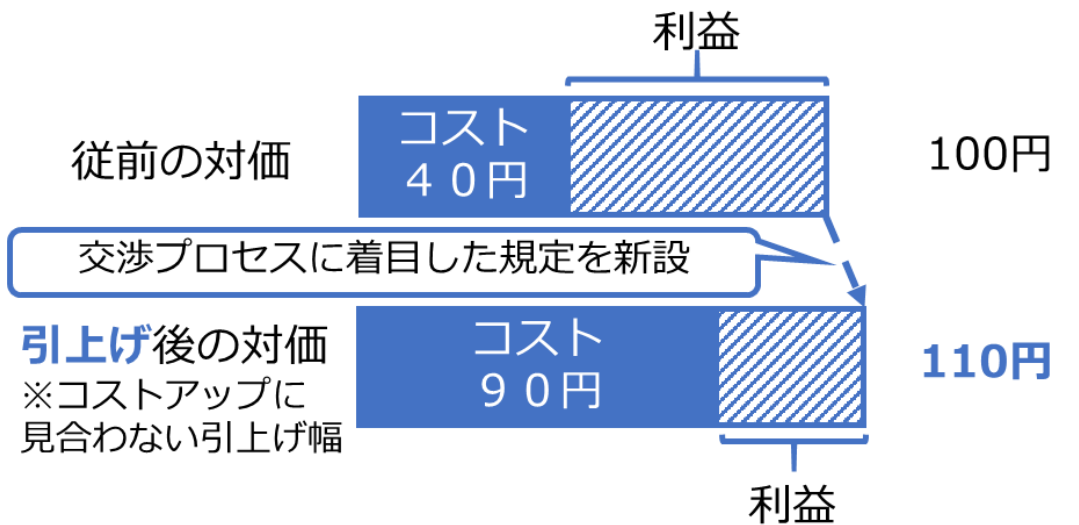
- 現行法で規制対象となっている「対価引下げ型（いわゆる買ったたき）」に加え、コストアップに見合わない対価を一方的に決める「コスト上昇型」についても、改正下請法の規制対象となります。

【現行法で規制】対価引下げ型



通常支払われる対価（運用上は従前の対価で比較）に対して、著しく低い代金額を不当に定めることが禁止されている。

【改正下請法で新たに対応】コスト上昇型



対価の引き下げはないが、コストアップに見合う価格転嫁が行われていないため、中小受託事業者の利益が減少している。この場合「通常支払われる対価」の把握が困難。

→「買ったたき」と同様、コストアップに見合わない対価を一方的に決めることについても禁止する。

2. 主な改正内容－④手形払等の禁止

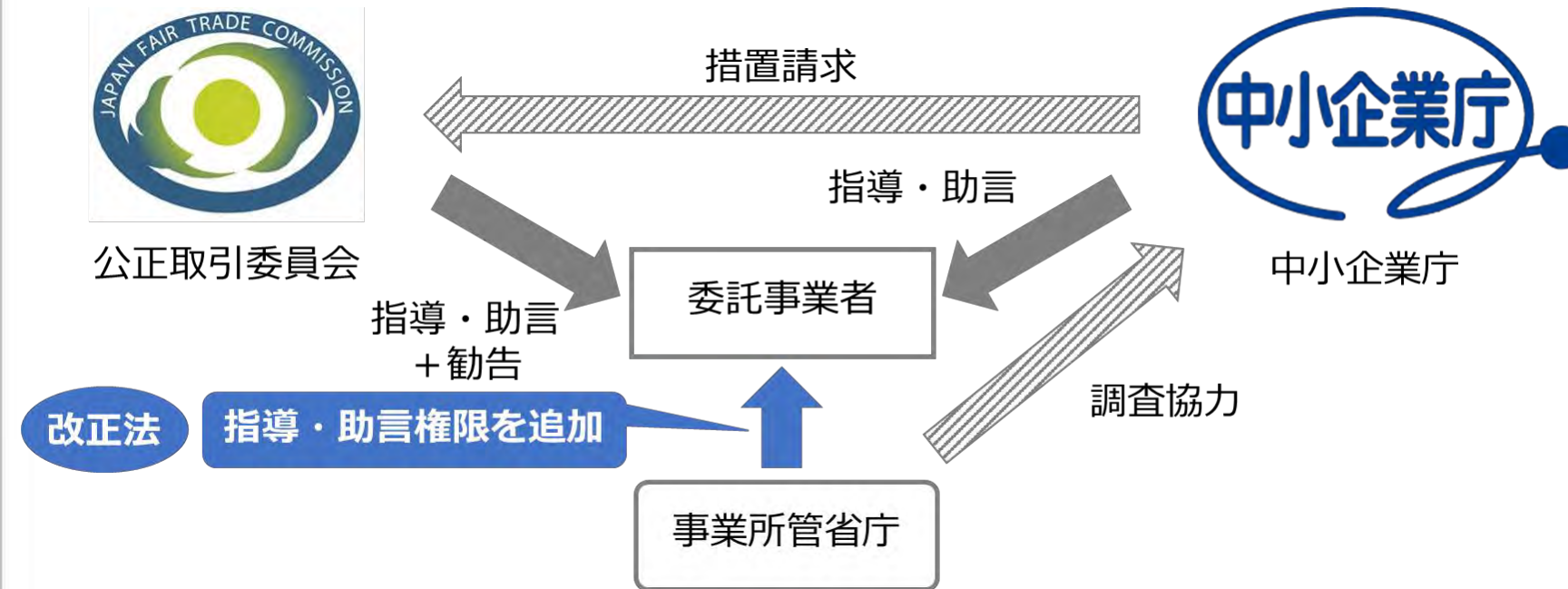
- 改正下請法の対象取引における支払手段として、手形払が禁止となります。
- 電子記録債権（でんさい）やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては同様に禁止されます。



資料：公正取引委員会HP

2. 主な改正内容－⑤面的執行の強化

- 公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行を拡充するため、従前は調査権限のみ与えられていた事業所管省庁の主務大臣に、指導・助言権限が付与されます。
- また、「報復措置の禁止（※）」の申告先として、事業所管省庁の主務大臣が追加されます。



※「報復措置の禁止」とは
中小受託事業者が委託事業者
の違反行為を公正取引委員会
等に知らせたことを理由とし
て、委託事業者がその中小受
託事業者に対して取引数量を
減じたり、取引を停止したり、
その他不利益な取り扱いをす
ることを禁止するもの
(公正取引委員会HP)

資料：公正取引委員会HP

3. 改正下請法に係るチェックポイント

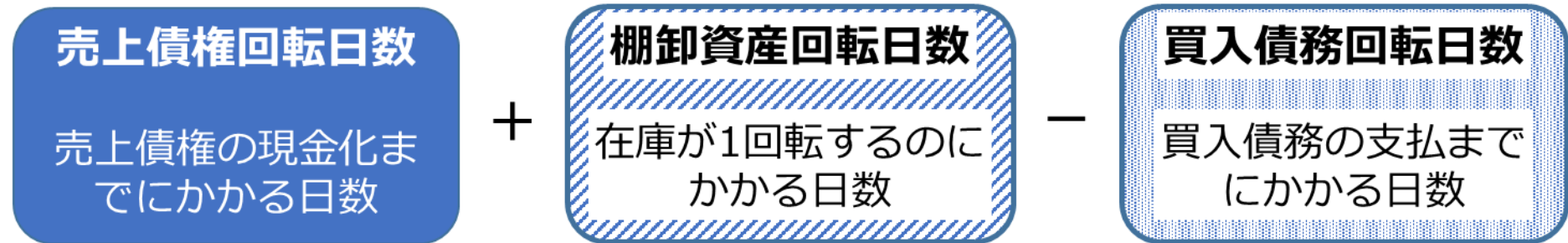
① 適用基準の見直しによって、自社の委託取引が当てはまるかチェックする

対象取引に「特定運送委託」が追加されたり、適用基準に「従業員基準」が追加されたりと、思わぬ取引が当てはまる可能性があります。今一度改正下請法の内容を確認し、自社の委託取引で該当するものがないか確認が必要です。

② 手形払等が多い委託事業者は、CCC（キャッシュ・コンバージョン・サイクル）等をチェック

近年手形交換残高は減少傾向にありますが、なお手形払等の比較的多い業種（製造業、卸売業等）を中心に、資金繰りを見直す必要があります。

CCC（キャッシュ・コンバージョン・サイクル）＝



Disclaimer

- 本資料は公的資料等に基づき一般的な経営示唆を目的として作成されたものであり、法的助言を構成するものではありません。具体的な実務における判断は、弁護士等専門家への相談をお願い致します。
- 本資料は、当行・当研究所が信頼できると判断した各種データに基づき作成しておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。
- 本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。本資料に掲載された情報を利用したことによって利用者等に何らかの損害が発生したとしても、かかる損害について当行・当研究所は一切の責任を負いません。
- 本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。